

平成30年度大阪府相談支援従事者初任者研修募集要項

本研修は、社会福祉法人大阪府社会福祉事業団が、大阪府からの指定を受け（指定番号1）、厚生労働省の定めた「相談支援従事者研修事業実施要綱」及び大阪府の定めた「大阪府相談支援従事者研修事業者実施要領」に基づいて実施するものです。

1 目的

ケアマネジメントの基本姿勢及び地域の障がい者等の意向に基づく地域生活を実現するために必要な保健、医療、福祉、就労、教育などのサービスの総合的かつ適切な利用支援等の援助技術の習得を目的とします。

2 受講対象者

■5日課程

- ① 指定一般相談支援事業所及び指定特定相談支援事業所において、相談支援専門員として従事しようとする者
 - ② 指定障がい児相談支援事業所において、相談支援専門員として従事しようとする者
 - ③ 指定重度障がい者包括支援事業所において、サービス提供責任者として従事しようとする者
- ※ 平成24年度までに本研修を修了した方で、平成29年度末までに相談支援従事者現任研修を修了していない場合は、改めて本研修『5日課程』の修了が必要になります。

■2日課程

- ① 指定障がい福祉サービス事業所及び指定障がい者支援施設においてサービス管理責任者として配置されている、あるいは配置予定の者
 - ② 指定障がい児通所支援事業所及び指定医療機関並びに指定障がい児入所施設において児童発達支援管理責任者として配置されている、あるいは配置予定の者
- ※ サービス管理責任者もしくは児童発達支援管理責任者として従事しようとする方は、本研修『2日課程』及び、「サービス管理責任者等研修」の修了が必要になります。

■実務経験等の要件については、別紙1—①～③を参照し、ご不明な点は各指定権者にお問合せください。

3 研修コース

※5日課程と2日課程は対象者が異なりますので、同時に両課程への申込みはできません。

■5日課程 定員288人

対象者：相談支援専門員として従事しようとする者

重度障がい者包括支援に係るサービス提供責任者として従事しようとする者

内 容：講義3日間・演習2日間

■2日課程 定員340人

対象者：サービス管理責任者として従事している者、あるいは従事しようとする者

児童発達支援管理責任者として従事している者、あるいは従事しようとする者

内 容：講義2日間

4 研修日時・場所

課程		5日課程				2日課程
		相談支援専門員・重度障がい者包括支援に係るサービス提供責任者				サービス管理責任者・ 児童発達支援管理責任者
第1日	講義	共通 平成30年10月23日(火) 9時00分～17時30分 ビッグ・アイ 多目的ホール				
第2日		共通 平成30年10月24日(水) 9時00分～17時30分 ビッグ・アイ 多目的ホール				
第3日	演習	A日程 平成30年 11月6日(火) 9時30分 ～17時30分 大阪府 社会福祉会館	B日程 平成30年 11月8日(木) 9時30分 ～17時30分 大阪府 社会福祉会館	C日程 平成30年 11月13日(火) 9時30分 ～17時30分 大阪府 社会福祉会館	D日程 平成30年 11月15日(木) 9時30分 ～17時30分 大阪府 社会福祉会館	
第4日		A日程 平成30年 11月7日(水) 9時30分 ～17時30分 大阪府 社会福祉会館	B日程 平成30年 11月9日(金) 9時30分 ～17時30分 大阪府 社会福祉会館	C日程 平成30年 11月14日(水) 9時30分 ～17時30分 大阪府 社会福祉会館	D日程 平成30年 11月16日(金) 9時30分 ～17時30分 大阪府 社会福祉会館	
第5日	講義	平成30年11月27日(火) 9時30分～17時30分 ビッグ・アイ 多目的ホール				

※実施時間については予定ですので、当日のプログラムにより開始・終了時間が変更になる場合があります。
 詳細につきましては、受講決定時にお送りする受講決定通知にてご確認ください。

※5日課程の演習日程は事務局で決定し、受講決定通知にてお知らせいたします。

(演習日程の指定はできません)

- 【場所】講 義： ビッグ・アイ (国際障害者交流センター)
 大阪府堺市南区茶山台1-8-1
 【泉北高速鉄道線「泉ヶ丘」駅下車徒歩約5分】
- 演 習： 大阪府社会福祉会館
 大阪市中央区谷町7-4-15
 【地下鉄谷町線「谷町六丁目」駅下車徒歩約5分】

5 申込方法

- ① 「応募必要書類確認書」〈別紙2〉の【必要書類準備確認】で必要書類を確認
↓
- ② 「受講申込書及び推薦書」〈様式1（5日課程用）〉〈様式2（2日課程用）〉に必要事項を記入
※記入漏れや書類に不備があった場合、申込受付ができません。
↓
- ③ 「誓約書の写し」 ※必要な方のみ「返信用封筒」等を準備
↓
- ④ 必要書類の最終確認
「応募必要書類確認書」〈別紙2〉の【同封確認】を行い、チェック欄にチェックを入れる
↓
- ⑤ 申込み書類一式を、下記申込先へ郵送

申込先：〒562-0012 大阪府箕面市白島三丁目5番50号

社会福祉法人 大阪府社会福祉事業団 大阪府相談支援従事者研修事務局 あて

締め切り：平成30年7月23日（月）※必着

- ※ 7月23日（月）18：00までに研修事務局に届いた申込書のみ受付いたします。
- ※ ご提出いただいた書類については、原則返却いたしませんのであらかじめご了承ください。

6 受講費用

■5日課程 34,000円（税込）

■2日課程 14,000円（税込）

- ※ 「振込先」「振込方法」等は、受講決定通知に同封して送付させていただきます。
- なお、納付済の受講料については、いかなる理由があっても返金できませんのでご注意ください。
- ※ 領収証の発行はいたしません。金融機関の「お振込控え」等をもって、領収証にかえさせていただきます。
- ※ 振込手数料は受講者負担にてお願いいたします。

7 複数の研修事業者への申込みについて

- 受講の可否が決定するまで、次に募集する研修事業者へお申込みをされないようお願いいたします。
- 受講不可通知が届いた時点で、次の研修事業者にお申込みください。（先着順ではありません）
- 平成30年度の大阪府における指定研修事業者、募集期間等の予定は以下のとおりです。

〈初任者研修〉

事業者名	大阪府障害者福祉事業団 (指定番号2)	大阪府社会福祉事業団 (指定番号1)	大阪市障害者福祉・スポーツ協会 (指定番号3)
募集期間	平成30年4月16日～ 平成30年5月2日	平成30年7月2日～ 平成30年7月23日	平成30年9月10日～ 平成30年10月9日
受講決定時期	平成30年6月11日	平成30年8月31日	平成30年11月16日～ 平成30年11月22日
研修期間	平成30年7月12日～ 平成30年9月14日	平成30年10月23日～ 平成30年11月27日	平成30年12月20日～ 平成31年2月28日

8 受講者の決定及び通知

- ・ 受講決定の可否については、同封いただいた返信用封筒で郵送にてお知らせいたします。
- ・ 8月31日(金)までに届かない場合は、研修事務局にお問合せください。

9 受講者選考について

- ・ 受講申込者が定員を超えた場合は、「大阪府相談支援従事者研修事業者実施要領」に基づき、以下の順番に優先順位をつけ、上位から順番に受講決定させていただきます。この場合、先に大阪府内の事業所に配置予定の受講者を選考し、定員に余裕があれば他府県の事業所に配置予定の受講者を選考します。
- ・ 受講者選考は、受講申込者が事業所に配置（従事）される状況に基づき決定するものです。
「従事する予定の事業所について」及び「受講優先順位」の欄は必ず配置（従事）予定の事業所に状況を確認の上、受講申込書及び推薦書に記入してください。
- ・ 法人・事業所等代表者は受講申込書及び推薦書の記載内容を確認の上、「推薦欄」を記入、押印してください。 なお、推薦が得られない場合は「理由書」欄に必ず理由を記入してください。

(注) 受講申込者が退職した場合、法人の推薦は取下げとなり、個人申込みの扱いとなります。

■5日課程の優先順位について

※同一事業所から申込者が複数あり下記優先順位が同じ場合は、各事業所の1人目をまず受講決定した後、2人目の受講決定を行います。

- ① 事業所において確実かつ速やかに相談支援専門員として配置予定の者で、市町村の相談支援体制の整備状況を勘案し、大阪府と市町村が協議し決定する者 ※①については、大阪府または各市町村へお問い合わせください。
- ② 既に事業を開始している事業所において、当該年度に相談支援専門員として増員配置予定の者又は既に事業を開始している指定重度障がい者等包括支援事業所において、当該年度にサービス提供責任者として配置予定の者のうち2人目までの者
- ③ 当該年度に、事業開始予定の事業所において、研修修了後直ちに相談支援専門員として配置予定の者のうち2人目までの者又は事業開始予定の指定重度障がい者等包括支援事業所においてサービス提供責任者として配置予定の者のうち2人目までの者
- ④ 当該年度に、相談支援専門員又は指定重度障がい者等包括支援事業所のサービス提供責任者として配置予定の者のうち3人目以降の者
- ⑤ 翌年度に、事業開始予定の事業所において、相談支援専門員として配置予定の者のうち1人目の者又は事業開始予定の指定重度障がい者等包括支援事業所においてサービス提供責任者として配置予定の者のうち1人目の者
- ⑥ 既に事業を開始している事業所において、翌年度に相談支援専門員として増員配置予定の者のうち1人目の者又は既に事業を開始している指定重度障がい者等包括支援事業所において、翌年度にサービス提供責任者として配置予定の者のうち1人目の者
- ⑦ 翌年度に、相談支援専門員又は指定重度障がい者等包括支援事業所のサービス提供責任者として配置予定の者のうち2人目以降の者
- ⑧ 相談支援専門員の要件である実務経験を満たしている者で、相談支援専門員等の配置・交代が必要になった場合に備え、資格を用意しようとする者
- ⑨ 上記以外で受講要件を満たすものについては、配置予定年度と実務経験の期間を勘案し優先順位をつけるものとする。

■2日課程の優先順位について

※①の方は指定権者に提出した研修受講の誓約書の写し（指定権者の受付印のあるもの）を必ず添付してください。

- ① 「指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの等」（平成18年厚生労働省告示第544号）の規定により研修を修了せずサービス管理責任者として配置されている者又は「障害児通所支援又は障害児入所支援の提供の管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの」（平成24年厚生労働省告示第230号）（以下「サービス管理責任者等告示」という。）の規定により研修を修了せず児童発達支援管理責任者として配置されている者で、研修を修了しなければサービス管理責任者又は児童発達支援管理責任者の要件が満たせない者
- ② 当該年度に研修を修了することにより、当該年度にサービス管理責任者又は児童発達支援管理責任者として配置予定の者のうち1人目の者
- ③ 当該年度に研修を修了することにより、翌年度にサービス管理責任者又は児童発達支援管理責任者として配置予定の者のうち1人目の者
- ④ サービス管理責任者又は児童発達支援管理責任者としての要件となる実務経験を満たしている者で、サービス管理責任者又は児童発達支援管理責任者の配置・交代が必要になった場合に備え、資格を用意しようとする者
- ⑤ 上記以外で受講要件を満たすものについては、事業の開始予定年度と実務経験の期間を勘案し優先順位をつけるものとする。

※②及び③については、厚生労働省令で定める人員基準により配置が義務付けられている場合は、2人目以降の者も当該順位に該当することとする。その場合、「受講申込書及び推薦書（別紙1）」の「申込理由欄」に、前年度の実利用者数と配置が義務付けられている員数を必ず記入すること。

10 研修の修了及び修了証書

- ・ 相談支援従事者初任者研修を修了（修了証書を交付）するためには、講義・演習（2日課程は講義のみ）を全て受講する必要があります。
いずれかの講義・演習を欠席した場合は、修了証書を交付できませんので、ご注意ください。
- ・ 修了証書の交付については、研修最終日に手渡しにより交付する予定です。
- ※ 10分以上の遅刻、早退、電話連絡等による途中退席があった場合は研修修了とみなすことができません。
- ※ 受講態度が著しく不良の場合も、修了証書を発行できない場合がありますので、あらかじめご了承ください。
- ※ その他、お申込み内容に虚偽が判明した場合は、修了証書交付後であっても、修了の取り消し等の措置をとることがあります。

11 お問い合わせ先

社会福祉法人 大阪府社会福祉事業団 「大阪府相談支援従事者研修事務局」
電話：072-724-8167

※研修に関するお問い合わせは、社会福祉法人大阪府社会福祉事業団ホームページ
お問い合わせフォーム（URL:http://www.osj.or.jp/traininfo/ktform_soudan.html）からお願いいたします。